

写

令和3年8月4日

三重地方最低賃金審議会
会長 安井 広伸 殿

三重地方最低賃金審議会
三重県最低賃金専門部会
部会長 三好 正人

三重県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年7月13日、三重地方最低賃金審議会において付託された三重県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータで比較したところ、令和元年10月1日発効の三重県最低賃金（時間額873円）は令和元年度の三重県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当専門部会は、政府に対し、地元中小企業・小規模事業者へ与える影響を最小限にとどめるため、適正な発注時期の標準化や取引価格の適正化の確保とともに、中小零細企業の事業活動に直接資する支援策の新設等、より効果的な支援を図るよう強く要望する。また、すでに実施されている各種支援策の検証・効果把握を行い、より実効性のある支援が継続して図られるよう強く要望する。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	藤本 真理	三好 正人	安井 広伸
労働者代表委員	太田 美子	高津 健一	前田 良彦
使用者代表委員	栗須 百合香	中村 和仁	別所 浩己

三重県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

三重県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る地域別最低賃金額

1 時間 902 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

三重県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 三重県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 873 円
- (3) 発 効 日 令和元年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の三重県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,566 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると三重県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$873 \text{ 円（三重県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.817 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 123,961 \text{ 円}$$

※ 令和3年度中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会で配付された資料 No2「生活保護と最低賃金」に示された比率。

写

令和3年8月2日

三重地方最低賃金審議会

会長 安井 広伸 殿

三重地方最低賃金審議会小委員会

委員長 三好 正人

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和3年7月13日、三重地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等を行い、慎重に審議を重ねた結果、下記1から4の特定（産業別）最低賃金について改正決定することが必要と認めるとの結論に達したので報告する。

おって、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記5のとおりである。

記

- 1 三重県ガラス・同製品製造業最低賃金
- 2 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金
- 3 三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 4 三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金
- 5 本件の審議に当たった当小委員会の委員
公益代表委員 藤本 真理 三好 正人 安井 広伸
労働者代表委員 太田 美子 高津 健一 前田 良彦
使用者代表委員 栗須 百合香 中村 和仁 別所 浩己

写

令和3年8月5日

三重労働局長 殿

三重地方最低賃金審議会
会長 安井 広伸

三重県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月13日付け三労発基 0713 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき、最新のデータと比較したところ、令和元年10月1日発効の三重県最低賃金（時間額873円）は令和元年度の三重県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当審議会は、政府に対し、地元中小企業・小規模事業者へ与える影響を最小限にとどめるため、適正な発注時期の標準化や取引価格の適正化の確保とともに、中小零細企業の事業活動に直接資する支援策の新設等、より効果的な支援を図るよう強く要望する。また、すでに実施されている各種支援策の検証・効果把握を行い、より実効性のある支援が継続して図られるよう強く要望する。

三重県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

三重県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る地域別最低賃金額

1 時間 902 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

三重県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 三重県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 873 円
- (3) 発 効 日 令和元年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の三重県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,566 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると三重県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$873 \text{ 円（三重県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.817 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 123,961 \text{ 円}$$

※ 令和3年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会で配付された資料 No2「生活保護と最低賃金」に示された比率。

写

令和3年8月5日

三重労働局長 殿

三重地方最低賃金審議会

会長 安井 広伸

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年7月13日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった、下記1から4の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記1から4の特定（産業別）最低賃金の改正決定することが必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 三重県ガラス・同製品製造業最低賃金
- 2 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金
- 3 三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 4 三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金

写

三労発基 0805 第 1 号
令和 3 年 8 月 5 日

三重地方最低賃金審議会
会長 安井 広伸 殿

三重労働局長
西田 和史

特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（平成 23 年三重労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（平成 23 年三重労働局最低賃金公示第 3 号）
- 3 三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年三重労働局最低賃金公示第 5 号により一部改正、平成 14 年同公示第 9 号）
- 4 三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年三重労働局最低賃金公示第 6 号により一部改正、平成 14 年同公示第 10 号）